

発行所  
 一般社団法人平塚青色申告会  
 平塚市西八幡 1-1-27  
 TEL.0463(25)3125  
 FAX.0463(25)3135  
 発行責任者 会長 堀井 元祥  
 編集責任者 広報委員 笠井 一榮

### 年末調整指導会のご案内

本年もまた年末調整の時期が近づいてまいりました。給料の支払がある事業主は（専従者給与を含む）納付する税額が無い場合でも、納付書に給料の支払額等を記入して、税務署に提出する必要があります。関係する帳簿や書類等をご持参のうえ、お近くの会場までお出掛けください。ご案内申し上げます。  
 伊勢原支部

月	日	曜	午前	午後	会場
1月	14	木	9:30~11:30	1:00~3:30	伊勢原市商工会 3階 記帳指導室 0463-95-3233
	19	火			
	20	水	9:30~11:30		

#### 秦野・秦野西支部

月	日	曜	午前	午後	会場
12月	11	金	9:30~11:30	1:00~3:30	秦野商工会議所(会議室) 0463-81-1355
	16	水			
	17	木			
	18	金			
1月	4	月	9:30~11:30	1:00~3:30	秦野商工会議所(会議室) 0463-81-1355
	5	火			
	6	水			
	7	木			
	13	水			

#### 二宮支部

月	日	曜	午前	午後	会場
1月	5	火	9:00~12:00	1:00~4:00	二宮町商工会館3階 0463-71-1082
	6	水			
	7	木			
	8	金			

#### 大磯支部

月	日	曜	午前	午後	会場
12月	23	水	10:00~12:00	1:00~4:00	大磯町商工会館 ※大磯支部は完全予約制となります 必ず事前に予約の上、ご来所ください 予約連絡先：0463-61-0871
	24	木			
	25	金			
1月	7	木	10:00~12:00	1:00~4:00	大磯町商工会館 ※大磯支部は完全予約制となります 必ず事前に予約の上、ご来所ください 予約連絡先：0463-61-0871
	8	金			
	13	水			
	14	木			
15	金				

本部事務局（平塚）の日程は二面をご参照下さい

※各会場共、12時～1時は昼食時間となります。  
 ※年末・年始及び土曜日・日曜日・祝日は各会場共お休みとなります。  
 ○当日ご持参して頂く書類等  
 ★一人別源泉徴収簿 ★生命保険料等所得控除証明書 ★地震保険料控除証明書 ★国民年金保険料の支払証明書  
 ★認印 ★現金出納帳・経費帳等 ★税務署から送付されている年末調整に関する書類  
 ★「給与支払報告書総括表」が、それぞれの市や町から送付されている時はその書類もお忘れなく！！  
 ※消費税関係の届出書は年内に！  
 簡易課税を選択する（又は取りやめる）場合は、原則として選択しようとする年（又は取りやめようとする年）の前年末日までに「簡易課税制度選択届出書」又は「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要です。  
 なお、特例として令和2年9月30日までに含む課税期間については、適用を受けようとする課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば簡易課税制度の適用を受ける事ができます。  
 すでに「簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、再度提出する必要はありません。

「源泉徴収票」にはマイナンバーの記載が必要です。  
 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に給与支払者・従業員・控除の対象となる配偶者、扶養親族（16歳未満含む）のマイナンバーを記入の上、ご来所下さい。

### (3) 扶養親族の範囲等の見直し

(1)の改正に伴い、各種の所得控除における所得基準や特例措置の改正が行われています。

#### イ：雑損控除

雑損控除の対象となる資産を有する親族に係る総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の要件が48万円以下(改正前：38万円以下)に引き上げ。

#### ロ：勤労学生控除

勤労学生に係る合計所得金額の要件が75万円以下(改正前：65万円以下)に引き上げ。

#### ハ：配偶者控除及び扶養控除

同一生計配偶者及び扶養親族に係る合計所得金額の要件が48万円以下(改正前：38万円以下)に引き上げ。

#### ニ：源泉控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者に係る合計所得金額の要件が95万円以下(改正前：85万円以下)に引き上げ。

#### ホ：配偶者特別控除

対象となる配偶者に係る合計所得金額の要件が48万円超133万円以下(改正前：38万円超123万円以下)とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ10万円引き上げ。

#### ヘ：家内労働者の事業所得に係る所得計算の特例

必要経費に算入する金額の最低保証額が55万円(改正前：65万円)に引き下げ。

### (4) 所得金額調整控除の創設

(1)の改正に伴い、特定の者について税負担が増加しないように「所得金額調整控除」が創設されています。「所得金額調整控除」は、給与所得の金額から控除することとされており、対象者及び控除額については次のとおり。

#### イ：給与等の収入金額が850万円を超える者のうち一定の者に係る所得金額調整控除

##### 【対象者】

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次のいずれかに該当する者

- ①特別障害者に該当する者
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

##### 【控除額】

給与所得の金額から控除する金額

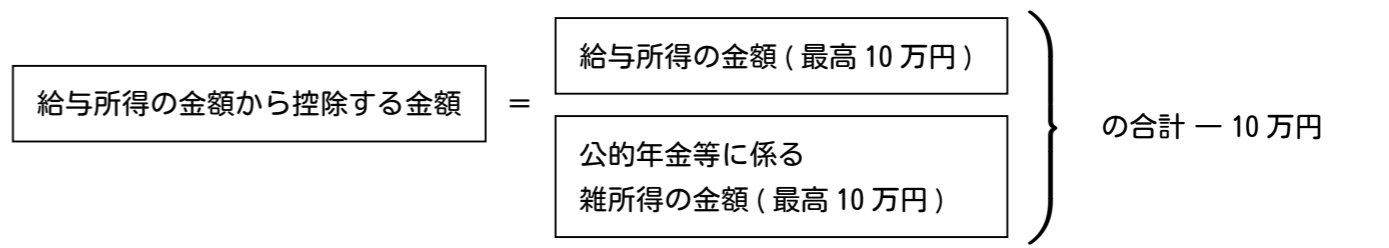
= 給与等の収入金額のうち850万円を超える部分の金額(150万円を上限)×10%

#### ロ：給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

##### 【対象者】

その年の給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方の所得がある居住者で、給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える者

##### 【控除額】



# 令和2年度より適用される所得税の主な改正

## (1) 青色申告特別控除・給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振替

イ：青色申告特別控除(一部)、ロ：給与所得控除、ハ：公的年金等控除の金額を一律10万円減額し、ニ：基礎控除を10万円増額する改正が行われています

### イ：青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従い記録している者に係る青色申告特別控除額を55万円(改正前：65万円)に引き下げ(\*簡易帳簿：10万円控除は変更なし)。ただし一定の要件を満たす場合、継続して65万円の控除を受ける事が出来ます。\*詳細は前号(第58号)に掲載

### 【令和2年分以降の青色申告特別控除額の金額】

控除額	適用要件
1.55万円	不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者
2.65万円	上記に加え、次の①又は②のどちらかの要件を満たす者。①.帳簿に係る電磁的記録の備え付け等を行っている②.e-Taxを使用して確定申告を行っている
3.10万円	上記1及び2以外の者

### ロ：給与所得控除の改正

- 給与所得控除が、一律10万円引き下げられました。
- 給与所得控除の上限が適用される給与等の収入金額が、850万円(改正前：1,000万円)にされるとともに、その上限額が195万円(改正前：220万円)に引き下げられました。

### ハ：公的年金等控除の改正

- 公的年金等控除が、一律10万円(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計金額が、①1,000万円超2,000万円以下の場合には20万円、②2,000万円超の場合には30万円)引き下げられました。
- 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合控除額に上限が設けられる事となりました。

### ニ：基礎控除の改正

基礎控除を10万円引き上げるほか合計所得金額が2,400万円を超える個人については合計所得金額に応じて控除が逡減される事となりました。

## (2) ひとり親控除の創設(寡婦・寡夫控除の見直し)

今まで寡婦(夫)控除の対象でなかった全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実施する観点から創設。居住者がひとり親(現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者)に該当する場合に適用。

- ①婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、男女同一の「ひとり親控除」(控除額35万円)を適用
- ②寡婦の内、①以外の者については引き続き「寡婦控除」(控除額27万円)を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下)を設定

※「ひとり親控除」はその年の12月31日の現況において婚姻されていない場合に限りです

## 年末調整指導会のご案内

本部 ※決算指導会の全日程は第60号(令和3年1月発行)で改めて詳細をご案内致します。

月日(曜日)	内容	時間		会場		
		午前	午後	午前	午後	
12月	年末調整指導会	22 火	9:30~11:30	1:30~3:30	神田公民館	
		24 木			旭南公民館	
		21 月	9:00~11:30	1:00~3:30	(一社)平塚青色申告会 (2階指導室)	
		25 金	9:00~11:30	*午前中のみ		
1 月	5 火	9:00~11:30	1:00~3:30	0 4 6 3 - 2 5 - 3 1 2 5		
		12 火				

↑年末調整指導会はここまで↑

1月	13 水 15 金	ブルーリターンA 決算準備会 (予約制)	① 9:00~10:00	④ 13:00~14:00	(一社)平塚青色申告会 (2階会議室) *日と時間(①~⑥)を電話予約してください。
			② 10:00~11:00	⑤ 14:00~15:00	
			③ 11:00~12:00	⑥ 15:00~16:00	
	2/2 火 2/3 水 2/4 木 1/25 月	決算指導会 *詳細は第60号掲載	9:30~11:30	1:00~3:30	神田公民館
					金目公民館
					旭南公民館
			9:00~11:30	1:00~3:30	(一社)平塚青色申告会 (2階会議室・3階パソコン指導室)

伊勢原・秦野・秦野西・二宮・大磯支部の日程は一面をご参照下さい

※各会場共、12時~1時は昼食時間となります。  
 ※年末・年始及び土曜日・日曜日・祝日は各会場共お休みとなります。  
 ○当日ご持参して頂く書類等  
 ★一人別源泉徴収簿 ★生命保険料等所得控除証明書 ★地震保険料控除証明書 ★国民年金保険料の支払証明書  
 ★認印 ★現金出納帳・経費帳等 ★税務署から送付されている年末調整に関する書類  
 ★「給与支払報告書総括表」が、それぞれの市や町から送付されている時はその書類もお忘れなく!!  
 ※消費税関係の届出書は年内に!  
 簡易課税を選択する(又は取りやめる)場合は、原則として選択しようとする年(又は取りやめようとする年)の前年末日までに「簡易課税制度選択届出書」又は「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要です。  
 なお、特例として令和2年9月30日までを含む課税期間については、適用を受けようとする課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば簡易課税制度の適用を受ける事ができます。  
 すでに「簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、再度提出する必要はありません。

## ご来所の皆さまへ新型コロナウイルス感染症拡大防止対策へのご協力をお願い

当会では、新型コロナウイルス感染症対策として、下記の取り組みを実施しております。ご来所の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。  
 ●ご来所の際は必ずマスクのご着用をお願いいたします。ない場合は有料にてお渡しいたします。  
 ●来所前に検温して発熱がある場合や、咳症状等がある場合は来所をお控えください。  
 ※ご来所時も職員が非接触型体温計にて検温させていただきます。  
 ●手洗い、手指消毒の実施をお願いします。  
 ●当会設置の筆記具は使用のつど回収・消毒を行いますが、より一層の感染予防の為、ご来所の際は筆記用具をご持参ください。

## 決算指導会の事前予約を実施致します

本部事務局では決算確定申告指導会を事前予約と当日受付の2通りで実施しております。また、今年度は優先予約を実施しております。年内の記帳確認会又はBRA決算準備会に参加され、内容の確認が取れた方が対象となりますので、併せてご利用ください。  
 なお、予約制は原則1時間で確定申告を完了できる方のみお受けしております。完了しない場合も1時間で指導を終了させていただきますのでご了承ください。  
 ●対象者…手書き又はブルーリターンAによる帳簿作成者  
 ●会場…本部事務局(平塚市西八幡1-1-27) ●予約期間…令和3年1月25日~3月7日  
 ●予約時間…9時00分~10時30分~13時00分~14時30分  
 ●予約方法…令和3年1月6日(水)9時以降 お電話にてご予約下さい☎25-3125  
 ※決算指導会の日程等詳細は次号(第60号)に掲載いたします。

新規会員募集中。紹介者には褒賞金制度有り。ぜひご紹介下さい。

「源泉徴収票」にはマイナンバーの記載が必要です。「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に給与支払者・従業員・控除の対象となる配偶者、扶養親族(16歳未満含む)のマイナンバーを記入の上、ご来所下さい。